

水協発第 1554 号

令和 4 年 3 月 29 日

正会員 各 位

公益社団法人日本水道協会

理事長 吉 田 永

(公 印 省 略)

東日本大震災に係る水道復興支援職員の募集について（通知）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会会務に種々ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本協会は、厚生労働省が設置する「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」に参画し、被災地への水道復興支援職員の派遣に関する調整等を実施しています。

国においては、令和 3 年度以降の 5 年間を「第二期復興・創生期間」と位置づけ、更なる取組の推進と被災自治体の財政支援等を図ることとしており、復興事業が未だ完了していない被災地では、水道復興に携わる人材が望まれております。

つきましては、被災水道事業体の要請に基づき、別紙のとおり水道復興支援職員を募集いたします。

会員の皆様からは、これまでにも被災地に対する温かいご支援をいただいているところですが、震災からの一日も早い復興を実現するため、一層のご協力をお願い申し上げます。

<添付資料>

別 紙 東日本大震災に係る水道復興支援職員 派遣要請一覧（令和 4 年 3 月現在）

参 考 復興事業の現状と派遣依頼内容（浪江町作成資料）

担当：総務部総務課 千秋・二宗

TEL 03-3264-2281

E-mail soumu@jwwa.or.jp

東日本大震災に係る水道復興支援職員 派遣要請一覧
(令和4年3月現在)

【要請事業体】

<福島県>

●浪江町住宅水道課

土木職1名：復興事業に伴う配水管布設工事等の設計積算及び工事監理
復興事業に伴う配水管布設工事に係る国県関係課等との連絡調整 等

【留意事項】

- ※ この派遣は、地方自治法第252条の17（職員の派遣）に基づくものです。
- ※ 派遣に要した費用は、基本的に派遣先事業体によって負担されます。
- ※ 派遣期間は、派遣先事業体との協議により決定いたします。
希望する派遣期間については、下記担当にご相談ください。
（例：「令和4年4月1日～（1年間）」「令和4年9月1日～（6ヶ月間）」、
「令和5年4月1日～（1年間）」など）
- ※ 派遣先事業体との協議により、派遣期間を延長することも可能です。
- ※ 水道事業体の出資団体（水道サービス公社等）からの派遣（任期付職員）も可能です。

【派遣に向けた調整方法】

- ※ 職員派遣について検討される際は、下記担当宛にご連絡ください。
- ※ 派遣条件等は、基本事項を本協会経由で調整した後に、派遣元・派遣先事業体双方にて直接協議いただきます。

【担当】

公益社団法人日本水道協会 総務部総務課 千秋・二宗

TEL：03-3264-2281 E-mail：soumu@jwwa.or.jp

復興事業の現状と派遣依頼内容

【福島県・浪江町】

1. 復興事業の現状

- ◇平成 25 年 4 月 1 日に「警戒区域」、「計画的避難区域」を「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の 3 区域に再編され、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」において、復興、復旧事業が着手することが可能となりましたが、実際は国が行う除染作業を主とし、復興復旧が本格化したとは言い切れない状況です。
- ◇平成 29 年 3 月 31 日午前 0 時に居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除されようやく、復興復旧への取り組みが本格化しました。

現在の課題

- ◇中長期的な経営方針が策定できない中、(収入の逸失利益相当分を賠償金として請求している中、今後の賠償がいつまで継続するか不透明な状況下です) 料金見直し、区域見直し等あらゆる選択肢の中で経営が持続可能となる再構築を行わなければなりません。
- ◇40 年を超える老朽管の 70km、うち石綿管の 30km が更新できていない状況です。
※管路総延長 197km

派遣を希望する実情・理由

- ◇現在、職員 4 名で、料金、漏水対応、開栓、事業計画策定等の業務を行い、水道事業を運営しておりますが、老朽管及び石綿管の更新事業、産業団地整備に伴う配水管整備事業を進めるために、技術職員 1 名の増員が必要不可欠であります。しかし、当町の職員及び復興庁スキームによる応援では、水道技術(設計積算)を有する職員が確保できないためです。

2. 令和 4 年度以降の予定事業

事業名	事業費(千円)	
	4 年度	5 年度
① 配水管整備事業	150,000	令和 4 年度と 同事業を継続 の予定
② 取水場整備事業	1,100,000	
③ 配水場整備事業	600,000	
④ 取水井戸整備事業	350,000	
計	2,200,000	

3. 派遣職員の希望職種・人数・業務内容

＜職種・人数＞

土木職 1 名

＜業務内容＞

- ・復興事業に伴う配水管布設工事等の設計積算及び工事監理
- ・復興事業に伴う配水管布設工事に係る国県関係課等との連絡調整

※派遣期間については、依頼する段階では原則 1 年とさせていただき、その後、実際の協定を結ぶ段階等において、派遣元事業体と個別に協議をお願いします。

4. その他

現在も多くの自治体様、志が高い応援職員の皆様からのご支援を賜り、復興に取り組んでおります。原子力災害からの復興には、進めば進むほど、新しい課題が発見され、山積していきます。世界ではじめての取り組みとなる、原子力からの復興を成し遂げるために、大変恐縮ではありますが、さらに多くの皆様からの応援をどうぞよろしくお願い致します。